

会員の処分等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人東京都個人タクシー協会（以下「この法人」という。）定款第11条の規定に基づく会員への過怠金の賦課等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(調査に対する協力義務)

第2条 会員およびその所属団体は、この法人が調査又は報告及び関係資料等の請求をした場合は、全面的に協力しなければならない。

(処分の対象行為)

第3条 理事会は、会員を構成する個人タクシー事業者が次の各号の一に該当する行為をしたときは、第4条の過怠金を当該会員に賦課することができる。

- (1) 定款又はその他の規則に違反した場合であって、次の一に該当する行為。
 - ① 優良タクシー乗り場への不正入構をしたとき。
 - ② マスターズ制度における不正表示を行ったとき。
 - ③ 特定地域街頭営業ルール実施要綱（別表10. 羽田空港定額運賃）における「この車両は定額運賃をご利用できない地域があります」ステッカーについて、貼付すべき者が所定の方法による貼付をしていなかったとき。
 - ④ その他の違反をしたとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合であって、次の一に該当する行為。
 - ① 飲酒、酒酔い又は酒気帯び運転をしたとき。
 - ② 無免許運転をしたとき。
 - ③ 無車検運行をしたとき。
 - ④ 個人タクシー事業者としてあるまじき行為をしたとき。

(過怠金の額)

第4条 過怠金の額は次のとおりとする。ただし、第3号及び第5号を除き、違反の内容に応じて理事会で確定する。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 前条第1号①に該当するとき | 10万円以下 |
| (2) 前条第1号②に該当するとき | 10万円以下 |
| (3) 前条第1号③に該当するとき | 5万円 |
| (4) 前条第1号④に該当するとき | 違反の内容に応じて定める |
| (5) 前条第2号①に該当するとき | 20万円 |
| (6) 前条第2号②に該当するとき | 15万円以下 |
| (7) 前条第2号③に該当するとき | 10万円以下 |
| (8) 前条第2号④に該当するとき | 違反の内容に応じて定める |

- 2 会員を構成する同一の個人タクシー事業者が再犯した場合には、前項の額に対して加重することができるものとする。なお、第3条の対象行為が同一である場合に限らない。

(過怠金の賦課)

第5条 会員に過怠金を賦課するときは、その旨を会員に通知しなければならない。

- 2 会員は、前項により過怠金を賦課されたときは、その通知受領の日の翌月分の会費とともに納入しなければならない。
- 3 前項の過怠金が期日までに納入されない場合は、第8条の除名すべき旨の勧告対象とするものとする。

(過怠金の返還)

第6条 会員に過怠金を賦課し、納入があった場合において、当該個人タクシー事業者が次のいずれかに該当するに至ったときは、納入された過怠金を返還するものとする。

- (1) 前条第1項に基づく通知受領の日から起算して30日以内に事業廃止届出をしたとき
 - (2) 前条第1項に基づく通知受領の日から起算して60日後までの間に譲渡譲受認可申請をした場合であって、その申請が認可になったとき
 - (3) 過怠金の賦課とともに除名すべき旨の勧告がなされた場合であって、勧告に基づき会員において除名処分、又は脱退勧告処分がなされ除名、又は脱退したとき
- 2 会員が前項に基づき納入した過怠金の返還を受けようとするときは、挙証資料を添えて文書により申し出るものとする。

(弁明の機会)

第7条 会長は、会員の処分について理事会に付議しようとする場合には、当該会員に対して弁明の機会を与えるものとする。

(会員への勧告)

第8条 会長は、第3条に規定する対象行為について、理事会の承認を得て、会員に対して当該個人タクシー事業者を除名すべき旨を勧告することができる。

(附則)

- 1 この規則の改廃は、理事会において行う。
- 2 この規則は、平成26年8月18日に制定し、平成26年10月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成26年11月21日一部改定し、施行する。
- 4 この規則は、平成29年10月19日一部改定し、平成29年12月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成29年11月2日一部改定し、平成29年12月1日から施行する。
- 6 この規則は、平成30年3月15日一部改定し、施行する。
- 7 この規則は、平成30年4月12日一部改定し、施行する。